

食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業実施要領

制定 平成28年4月1日27食産第5787号
農林水産省食料産業局長通知
改正 平成29年3月31日28食産第6133号

第1 目的

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1の食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5517号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の1の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

- 1 日本食・食文化普及人材育成支援事業

事業実施主体は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて、海外の外国人日本食料理人を研修生として招へいし、我が国の日本料理店等で研修させ、日本の食文化及び日本料理における食品衛生管理に関する知識、調理技能、おもてなしの精神並びに日本語の日常会話等の我が国の食慣習等に関する知識を向上させることで、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際に、当該外国人日本食料理人を現地のパートナーとなりうる人材へと育成するため、次に掲げる（1）から（5）までの全ての取組を実施するものとする。

る。

(1) 研修生の選考

アジア、欧州、米州、大洋州、中近東の地域のうち4カ国以上の国から、海外の料理学校の卒業生又は海外において日本料理の調理に従事した者であって、本事業の研修終了後は、海外において日本料理人として日本食・食文化の普及及び日本産農林水産物・食品の魅力発信のための先導的役割を担うこと又は我が国の食関連産業の海外展開に関わることが見込まれる者を、本事業の研修生として合計15名以上を選考する。

(2) 研修会の開催等

(1) で選考した研修生を招へいし、次に掲げるア及びイの研修を実施する。

ア 集団研修の実施

研修施設等において、本研修事業に必要な日本語の修得のほか、イに掲げる研修における食品衛生管理に関する知識、日本料理の調理技能、日本の食文化やおもてなし等に関する知識の修得が可能となるよう、基礎的知識を取得するための集団研修や、本研修の一環として我が国の先進的な食産業関連施設の現地調査等をするための研修を、合計して2ヶ月以上3ヶ月未満の期間で実施する。

イ 日本料理店等での研修の実施

研修生に対して実践的な指導を行うことができる日本料理店に、6ヶ月以上10ヶ月未満の長期間に渡り研修生を配属し、日本料理における食品衛生管理に関する知識や調理技能、日本の食文化やおもてなし等に関する知識を修得させるための研修を実施する。

(3) 研修報告会の開催

(2) の研修終了後において、研修生の研修成果を確認するための研修報告会を開催する。

(4) 研修効果発現促進検討会の開催

日本料理人、食関連事業者、学識経験者等を含めた6名以上で構成する、本事業の効果発現をより高めるための研修効果発現促進検討会を3回以上開催し、本事業の研修成果・効果及び改善方策等を検討する。

(5) 報告書の作成

(1) から(4) までの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、専門家指導活動費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、研修に必要な食材等購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、研修生の招へい費及び滞在に要する経費、研修生日当・旅費、報告書印刷費等

2 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業

事業実施主体は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化による日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて、次に掲げる(1)若しくは(2)のいずれか又は(1)及び(2)の事業を実施するものとする。

(1) 日本料理の調理技能認定推進支援事業

事業実施主体は、日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を

適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する取組（以下「調理技能認定の取組」という。）の適切かつ効果的な運用、管理、普及等のため、以下の全ての取組を実施するものとする。

ア 運用・管理等の実施

調理技能認定の取組を適切に運用・管理し、かつ、以下のイからオまでの事業を円滑に実施するための体制を構築し、事業を実施する。

イ 検討会の開催

調理技能認定の取組の効果的な運用や認知度向上のための方策の検討等を行うため、有識者から構成される検討会を複数回開催する。

ウ 研修・講習会の開催

調理技能認定の取組を一層促進するため、教育機関等と連携し、国内外において調理技能認定の取組のために必要となる研修・講習会を開催する。

エ 海外へのPRの実施

日本料理の一層の理解深化と調理技能認定の取組の認知度向上のため、海外でのイベントの開催や広報活動等を効果的に実施する。

オ 報告書の作成

以上のアからエまでの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

（補助対象経費）

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、参加者招へい費（エの事業の実施に係るものに限る。）、広報普及費、報告書印刷費等

（2）日本産食材サポーター店認定推進支援事業

事業実施主体は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化による日本産農林水産物・食品の輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、日本産食材サポーター店として認定する取組（以下「サポーター店認定の取組」という。）の適切かつ効果的な運用、管理、普及等のため、以下の全ての取組を実施するものとする。

ア 運用・管理等の実施

サポーター店認定の取組を適切に運用・管理し、かつ、以下のイからエまでの事業を円滑に実施するための体制を構築し、事業を実施する。

イ 日本産食材サポーター店推進会議の開催

日本産食材サポーター店に認定された海外の飲食店や小売店等が参画する「日本産食材サポーター店推進会議」を開催し、サポーター店認定の取組の認知度向上及び日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店の増加を図るための検討等を行う。

ウ 日本産食材サポーター店のPRの実施

海外における日本産食材の魅力を伝えるためのシンポジウムの開催や日本産食材を活用した料理の試食、パンフレットの配布等を行い、日本産食材サポーター店の認知度向上及びその認定数の拡大を図るための取組を効果的に実施する。

エ 報告書の作成

以上のアからウまでの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。
(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、通信運搬費、食材等購入費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

3 日本食材活用ネットワーク強化事業

事業実施主体は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けた素地の形成に資する外食産業の海外展開を促進するため、以下の(1)から(3)までに掲げる全ての事業又は日本産農林水産物・食品の輸出促進を図るためのビジネスインフラを形成する以下の(4)の事業を実施するものとする。

(1) 事業可能性検証(テストキッチン)事業

アジア、欧州、米州、大洋州、中近東の地域から1地区以上を対象として、現地の有力商業施設内の実際の店舗やフードコート等において、日本の外食産業の現地出店に向けたテストキッチンを設置し、現地での日本食材・現地食材の調達を通じてコールドチェーンの確認等を行い、事業可能性の検証を実施するための場を提供する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場装飾費、通信運搬費、食材等購入費、輸送費等

(2) 外食産業投資ミッション派遣事業

アジア、欧州、米州、大洋州、中近東の地域から1地区以上を対象として、日本食・食文化普及人材の育成のための外食産業に特化した投資ミッションを現地に派遣し、現地投資環境に関するセミナー、現地パートナー候補・サプライヤーとのマッチング商談会、日本食レストラン等での研修及び視察を実施する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、派遣される者の渡航費、通訳費、翻訳料、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、自動車借上料、通信運搬費、食材等購入費、輸送費等

(3) 海外外食産業経営者招へい事業

アジア、欧州、米州、大洋州、中近東の地域から1地区以上を対象として、現地でレストランを多店舗展開している有力外食企業の経営者等を日本に招へいし、ビジネスパートナーとしてのマッチング商談会、セミナー・研修等を実施する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、招へい者の渡航費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、バス借上料、食材等購入費等

(4) 日本産食材サプライチェーンプラットフォーム運営事業

日本産食材の越境電子商取引サイト(以下「越境 EC サイト」という。)を含

む日本産食材サプライチェーンプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、以下の全ての取組を実施する。

ア プラットフォームの運営・管理

プラットフォームを形成している日本の農林水産物生産者及び加工食品事業者（以下「生産者等」という。）、海外へ日本産食材を輸送する国際物流事業者、越境ECサイトの運営者、日本産食材の仕入、販売、計画、管理等を行うマーチャンドアイザーなどとの総合調整をすることにより、プラットフォームの運営・管理を実施する。

イ 越境ECサイトの運営・管理

越境ECサイトについて、サーバー管理、多言語対応、商品管理、海外からの受注、生産者等への発注、代金決済など必要な運営・管理を実施する。

ウ 日本産食材のニーズ調査等の実施

越境ECサイト利用者の増大を図るため、海外の飲食店や小売店が越境ECサイトでの取り扱いを希望する新たな日本産食材及び国内の生産者等が輸出を希望する食材の調査・分析を実施する。

エ プラットフォーム及び越境ECサイトのPRの実施

国内の生産者等及び海外の飲食店や小売店に対し、プラットフォームへの参加及び越境ECサイトの利用を促すためのイベントや広報活動等をそれぞれ実施する。

オ プラットフォーム推進検討会の実施

プラットフォームの効果的な運用や認知度向上及び越境ECサイトの利用者拡大のための方策等の検討を行うため、プラットフォーム関係者及び有識者から構成される検討会を複数回開催する。

カ 報告書の作成

以上のアからオまでの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

（補助対象経費）

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、サンプル食材購入費、越境ECサイトシステムの運営に必要な経費、調査費、事業PR経費、調査費、報告書印刷費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- （2）事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- （3）事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （4）事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業の成果目標

事業実施主体は、実施する事業を通じて、日本産農林水産物・食品の輸出拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付要綱別表1の1の食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- （4）3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

- （1）委託先が決定している場合は委託先名
- （2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2の交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要

綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- (2) 農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、農林水産省が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、あらかじめ両方で協議・調整を行うこと。

第11 収益納付

第3の3の(4)の事業実施主体は、実施要綱第8の規定に基づき、本事業に係る事業成果の実用化等により発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）、3月以内に事業承認者に報告するものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第12 留意事項

- 1 事業実施主体は、事業を実施する都市の日本食レストランや日本企業等との連携により、事業効果を高めるよう工夫を行うこととする。また、事業の実施に当たっては参加者の募集を行うなど幅広い事業者の参加が可能となるように努めることとする。
- 2 事業実施主体は、事業遂行に当たり、輸出戦略を考慮するとともに、他の日本食・食文化を普及する取組との連携を図り、それぞれの事業が、相乗効果を発揮できるよう努めること。
また、事業の実施に当たっては、事業実施後に日本産食材の輸出促進に繋がる取

組となるよう、海外において日本産食材を取り扱う流通事業者等と連携すること。

3 事業の中で制作した情報コンテンツ等については、事業終了後も、農林水産省においてウェブ等で情報発信を行うこととして、その提供を求めた場合には、農林水産省に対する無条件での提供に協力すること。

4 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第13 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第14 その他

補助事業の実施により収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて以下のとおり補助金額を計算するものとする。

1 第3の3の（1）の取組により発生した商品の売上げ等の収入は、以下の計算式により補助事業実施に係わる経費から差し引いて、補助金額を申請するものとする。

（「補助対象経費」－（「商品の売上げ等の収入」－「商品の仕入等の補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

また、事業実施主体がテスト販売において取り扱う商品については、全て事業実施主体が構成員や取引先から仕入れて（買い取って）（買取り費用は補助対象外経費）、その売上げ収入は、事業実施主体に帰属させることとする。

2 第3の3の（1）以外の取組により収入が発生した場合には、以下の計算式により補助事業実施に係わる経費から差し引いて、補助金額を申請するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 日本食・食文化の普及等支援事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4907号食料産業局長通知）は廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
 - 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2(第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)申請について

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、関係書類(注2)を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

○○○○○○○○○○(注3)

(中止、廃止の理由)

○○○○○○○○○○(注4)

(注1) 変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

(注2) 関係書類として別添を添付すること。

(注3) 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

(注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(注5) 事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成 年度食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助 金	事業実施主 体		
1 食文化発信 による海外需 要フロンティ ア開拓加速化 対策事業 (1) 食文化 発信による海 外需要フロン ティア開拓加 速化事業		千円	千円	千円	委託する事 業の内容及 びそれに要 する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業の項の経費の欄により記入すること。

第2－1 日本食・食文化普及人材育成支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 研修生の選考（選考時期、選考対象者・対象国、選考内容・選考方法、研修生数等を具体的に記載）
- (2) 研修会の開催等
 - ① 集団研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）
 - ② 日本料理店等での研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）
- (3) 研修報告会の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）
- (4) 研修効果発現促進検討会の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）
- (5) 報告書の作成（作成部数、配布先等を記載）

第2-2 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業のうち、日本料理の調理技能 認定推進支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 運用・管理等の実施（実施時期、実施体制、実施内容等を具体的に記載）
- (2) 検討会の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）
- (3) 研修・講習会の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (4) 海外へのPRの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (5) 報告書の作成（作成部数、配布先等を記載）

第2-3 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業のうち、日本産食材サポーター店認定推進支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 運用・管理等の実施（実施時期、実施体制、実施内容等を具体的に記載）
- (2) 日本産食材サポーター店推進会議の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (3) 日本産食材サポーター店のPRの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (4) 報告書の作成（作成部数、配布先等を記載）

第2-4 日本食材活用ネットワーク強化事業のうち、事業可能性検証（テストキッチン）事業、外食産業投資ミッション派遣事業、海外外食産業経営者招へい事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（各事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 事業可能性検証（テストキッチン）事業
（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (2) 外食産業投資ミッション派遣事業
（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (3) 海外外食産業経営者招へい事業
（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）

第2-5 日本食材活用ネットワーク強化事業のうち、日本産食材サプライチェーンプラットフォーム運営事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（各事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) プラットフォームの運営・管理
（実施時期、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (2) 越境ECサイトの運営・管理
（実施時期、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (3) 日本産食材のニーズ調査等の実施
（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (4) プラットフォーム及び越境ECサイトのPRの実施
（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (5) プラットフォーム推進検討会の実施
（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (6) 報告書の作成
（作成部数、配布先等を記載）

別記様式3(第11関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業収益
状況報告書

平成○年○月○日付け○第○号をもって補助金の交付決定の通知があった食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業に関する平成○年度の収益の状況について、食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5787号農林水産省食料産業局長通知）第11の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 事業の内容 | |
| 2 | 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 | 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 | 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号確定 | 円 |
| 5 | 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 | 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。